

第122回平塚市個人情報保護運営審議会議事録

日時 令和2年12月24日(木) 14:05～16:40	場所 オンライン会議 (平塚市役所本館 302会議室)	確認者 諸坂会長
---------------------------------	-----------------------------------	-------------

出席者 16人 委員 諸坂会長、佐藤委員、石川委員、児玉委員、中島委員、長谷川委員、目黒委員 事務局 舩水課長、鈴木担当長、風間主査、中戸川主任、黒沢主事 実施機関 健康課(磯部課長、田邊課長代理) 教職員課(桂山担当長、成川主査)
--

- 1 第121回議事録の確認について
議事録の確認を行った。
- 2 議題
- (1) 実施機関が設置する防犯カメラ、監視カメラ、ドライブレコーダーによって収集する個人情報の取扱いについて【公開】
(実施機関の説明)
- 平塚市個人情報保護条例第6条ただし書きの規定に基づく要配慮個人情報の取扱いに関する諮問【諮問第352号】
実施機関が設置する防犯カメラ、監視カメラ、ドライブレコーダー(以下、「市管理カメラ」と表記。)で人物を撮影することにより、要配慮個人情報(心身の機能の障害)を収集する場合がある。
複数課で共通するこの取扱いについて、「要配慮個人情報の取扱い」を類型化し、以後の平塚市の事務事業に関して同様の取扱いが発生した場合は、平塚市個人情報保護運営審議会の意見を聴いたものとして取り扱ってよいか。
 - 平塚市個人情報保護条例第8条第2項第7号の規定に基づく収集の制限に関する諮問【諮問第353号】
市管理カメラで撮影された個人情報は、本人と実施機関との直接的な応答関係により収集するものではない。市管理カメラの設置について明示又は公表したとしても、そのことをもって、本人の明確な理解(同意)を得ているとは言い難く、本人収集にあたらぬ。
複数課で共通するこの取扱いについて、「本人以外からの個人情報の収集」を類型化し、以後の平塚市の事務事業に関して同様の取扱いが発生した場合は、平塚市個人情報保護運営審議会の意見を聴いたものとして取り扱ってよいか。
- (審議の結果)**
- 当該事務における要配慮個人情報の取扱い及び類型化について、諮問の内容を認める。ただし、諮問資料の次に掲げる部分を修正することを求める。修正後、会長へ諮問資料の確認を受けること。
修正部分
「取り扱う個人情報について(収集した個人情報を他の課や機関では利用するか。)」の記載の中で利用する機関として、捜査機関(警察等)が挙げられている。捜査機関として警察以外に考えられるものが検察しか考えられないため、「等」の記載を「検察」と修正すること。
- (2) 個人情報取扱事務に係る届出の報告について(平塚市個人情報保護条例第7条)
【公開】
- 個人情報取扱事務に係る届出について、新規登録11件、登録変更20件の報告が事務局からあり、内容を確認した。特に、アンケートを実施する事務については、アンケートを添付し、収集する個人情報の項目及び対象者への抽出方法の明示がされているか、確認できるようにすることを意見した。

(3) 外部委託等に係る報告について(平塚市個人情報保護条例第50条第2項)【公開】

- ・ 個人情報取扱事務の外部委託等(実施機関以外のものに電子計算機を用いて個人情報取扱事務を行わせる場合)について、新規委託3件、変更(委託契約の更新等)6件、委託終了2件の報告が事務局からあり、内容を確認した。特に、再委託がある場合、再委託先のセキュリティ状況を委託元である実施機関は把握するべきであるとの意見した。平塚市個人情報保護管理規程第12条には、再委託先の選定や監督などの必要な措置を委託先が行うと規定している。しかし、保有個人情報を直接取り扱うこととなる再委託先の状況について、実施機関が確認・把握する責任がある。現時点での対応としては、報告様式に、再委託先のある場合、委託先と同様の項目を追加することであると意見した。

(4) 漏えい事故に係る報告について【公開】

- ・ 実施機関(市長及び教育委員会)より、発生の経緯や対応結果、再発防止策等の報告を受けた。

健康課(誤送信)...メールによる誤送信が発生してから初動対応に時間を要したことに問題があった。誤送信をしてしまったメールの削除要請を受けた市民に対し、実際に削除してもらえたかの連絡を行う等、二次被害を防ぐための対策を行うことを意見した。また、誤送信を起こさないための対策は重要であるが、事後対応を円滑に行うための対応体制を点検することも必要であり、事務局に対しても、「個人情報の漏えい事故等の対応に関する要綱」の周知方法を検討のうえ、再度、実施機関に徹底するよう意見した。

教職員課(紛失)...紛失してから現時点において、個人情報の記載されていた教務必携の回収ができていない。教務必携が、A4ノートより大きく厚いものであったため、探索すればすぐに見つかるという意識があり、学校から教職員課への連絡が即時になされなかったとの説明を受けた。本件については、該当クラス保護者説明会及び校長会教頭会で報告を行ったとの説明を受けた。

- ・ 漏えい事故の内容の公表非公表に関わらず、市ホームページに漏えい事故があった旨を掲出することを検討するよう意見した。

3 その他

- ・ 次回の審議会は、令和3年3月23日(火)に開催する。

以上

< 配付資料 >

第121回議事録

平塚市個人情報保護条例第6条ただし書きの規定に基づく要配慮個人情報の取扱いに関する諮問事案一覧

平塚市個人情報保護条例第8条第2項第7号の規定に基づく収集の制限に関する諮問事案一覧

個人情報取扱事務に係る届出の報告について

個人情報取扱事務の外部委託等に係る報告について

答申の写し